

○一般枠募集

令和9年度における一般枠募集の入学決定は、「令和9年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学決定に関する実施要綱・同細目」の「東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学決定に関する実施要綱」（以下「実施要綱」という。）による。

第1 日程

募集区分	一般枠募集
出願受付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に、立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和8年12月17日（木）から令和9年1月18日（月）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。 〔書類提出期間〕 令和9年1月8日（金）から1月18日（月）まで ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で、提出する期間のことである。
検査	令和9年2月3日（水）
発表	令和9年2月9日（火） 午前9時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表
入学手続	令和9年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで 令和9年2月10日（水） 午前9時から正午まで

第2 募集人員

「令和9年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 応募資格

第3-1 本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和9年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (2) 令和9年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和9年3月に修了する見込みの者 (4) 令和9年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、実施要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式 12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）、平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日発生）、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）、令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震（令和 6 年 1 月 1 日発生）又は令和 8 年熊本地震（令和 8 年 7 月 28 日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式 12）を提出すること。

(2) 第 3-2 に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第 3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（55 ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式 6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第 3-1 ②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(3) 前記第 3-1 ①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後 1 年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の 1 人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式 13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

(5) 前記第 3-1 ①欄(2)に該当する者

- (6) 前記第3-1②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

本校を志願する者は、他の東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

- (1) 都内の小学校に在学している志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、印刷した入学願書について都内小学校長の承認を経て、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (2) 都内の小学校に在学していない志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (3) 本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の一般枠募集の手続については、本募集要項の海外帰国・在京外国人生徒枠募集の第4-2の規定による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

- (1) 入学願書（「一般枠募集」（様式2））

都内の小学校長は、在学している児童について、印刷された入学願書に記載されている事項及び添付された写真が本人のものであること並びに本校への応募資格があることを確認し、所定の位置に公印を押す。

- (2) 報告書（様式3）

ア 作成方法 実施要綱第2に定める方法により作成する。

※ 折らずに角2封筒に入れ、本校校長宛ての親展扱いとして厳封する。

イ 作成部数 1部

ウ 小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第2-1(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した「理由書」（様式任意）等を提出する。

第4-2-2 志願者の手続

- (1) 志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力及び入学考査料の決済を行った上で、次の書類等を本校校長宛てに、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、次のイについては角2封筒が折れないように、留意すること。

- (2) 出願に要する書類

ア 入学願書（「一般枠募集」（様式2））

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

イ 報告書（様式3）

ウ 応募資格審査関係書類（本募集要項第3-2に該当する者のみ）

エ 入学考査料 2,200円

出願サイト上での決済による納付とする。

第4-3 受検票の交付

出願を受け付けた本校校長は、出願サイト上で受検票を交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内の掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第4-5 インターネット出願ができない場合の出願方法等

第4-5-1 出願方法

やむを得ない事情によりインターネット出願ができない志願者は、本校に連絡の上、本校校長宛てに、出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。

第4-5-2 小学校長の手続

前記第4-2-1の規定を準用する。

第4-5-3 志願者の手続

前記第4-2-2の規定を準用する。入学考査料の支払いについては、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付する。納付後の領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。

第4-5-4 受検票の交付

出願を受け付けた本校校長は、受検票を郵送により交付する。

第5 検査等の実施

第5-1 検査内容

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱを実施する。

(1) 適性検査Ⅰ

独自問題で実施する。文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。

(2) 適性検査Ⅱ

全問共同作成問題で実施する。資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。

第5-3 検査時間等

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ
第2時限	午前10時15分 ～ 午前11時00分	45分	適性検査Ⅱ

第6 入学者を決定するための手続等

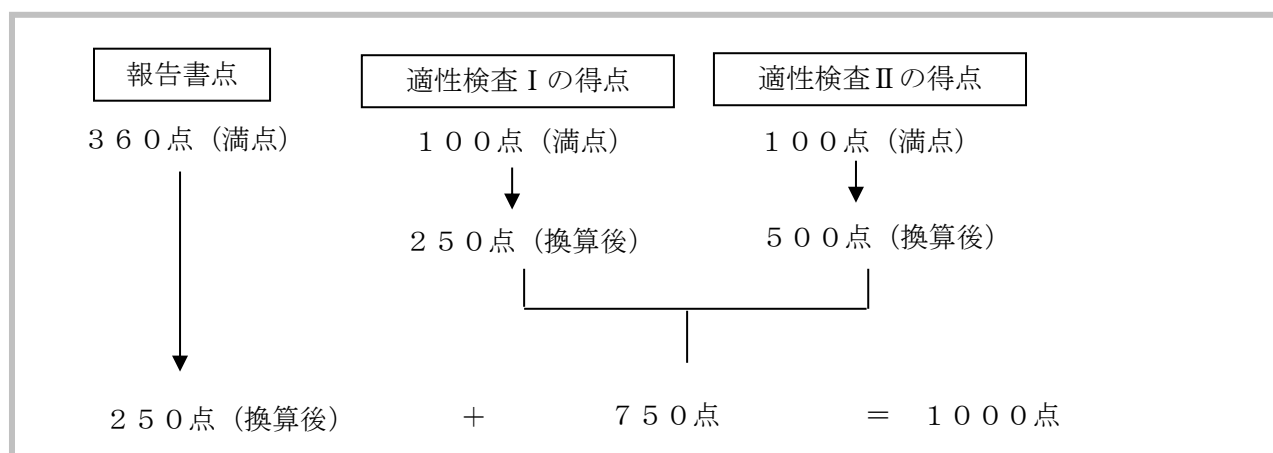
第6-1 検査等の取扱い

一般枠募集の入学者の決定には、報告書、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱの結果を点数化したものを総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。

それぞれの満点は、次のとおりとする。

報告書の満点	適性検査の満点	総合成績 (得点合計の満点)
250点	750点	1000点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。



報告書（様式3）は、「各教科の学習の記録（5年、6年）」を、別表に基づいて点数化する。
なお、「総合的な学習の時間の記録」等のその他の欄については点数化しない。

別表

各教科の学習記録						
	評定			評定		
	5 年			6 年		
	3	2	1	3	2	1
国 語	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
社 会	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
算 数	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
理 科	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
音 楽	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
図画工作	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
家 庭	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
体 育	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
外国語	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
学年毎の満点	1 8 0			1 8 0		
「各教科の 学習記録」の 満点	3 6 0					

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集人員からインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査の募集人員を減じた人員を、一般枠募集における募集人員とする。
- (2) 一般枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における合格候補者とする。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、本校に置く選考委員会の資料により、合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者等の発表

合格者の発表は、校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。合格者には一般枠募集合格通知書（様式5）を入学手続期間内に交付する。一般枠募集の繰上げ合格候補者には、繰上げ合格候補者通知書（様式6）を郵送により交付する（令和9年2月9日（火）郵送）。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

第8-2 入学手続状況の発表

入学手続状況の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第9 繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式7）を交付する。

繰上げ合格通知書（様式7）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

なお、本校校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式8）により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式11）を本校校長に速やかに提出する。

第11 本人得点の開示

第11-1 受検者又は受検者の保護者の手続

- (1) 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は本校校長が定める。）を受領する。

なお、上記の手続によらず、SaaS型共同電子申請サービス（以下「電子申請」という。）により開示を請求することができる。

- (2) 受検者等は、請求時に受領した受付票に記載された交付日以降に、本校の窓口で受付票を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。電子申請を利用した場合は、電子メールで通知された交付日以降に、本校の窓口で通知内容を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に來なかった場合は、当該請求を無効とする。

第11-2 本校の手続

- (1) 受検者等から本校校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付ける。また、本校校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。電子申請による適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は、請求内容を審査し、請求を受け付ける。
- (2) 本校校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者の関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については本校校長が定める。

- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和9年8月31日（火）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行うものとする。

第12 受検上の配慮

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等受検上の配慮（面接、作文又は実技検査における配慮を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和8年12月18日（金）までに、受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等受検上の配慮を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都

立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議する。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、受検上の配慮申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付する。

- (3) 受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第13 その他

本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

○海外帰国・在京外国人生徒枠募集（一般枠との併願を含む）

令和９年度における海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定は、「令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目」の「海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱」による。

第１ 日程

募 集 区 分	海外帰国・在京外国人生徒枠募集（一般枠との併願を含む）
出願受付	令和９年１月 ８日（金） 午前９時から午後３時まで 令和９年１月１２日（火） 午前９時から正午まで 本校に持参したものを受け付ける。 [注意] 本校の一般枠募集を併願する場合は、インターネットを活用して一般枠募集に出願し、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の出願期間中にそれぞれの出願に要する書類を持参によりまとめて提出する。
受検票交付	出願受付時に直接交付する。
検 査	令和９年１月２５日（月）
発 表	令和９年１月２９日（金） 午前９時 校内に掲示及び本校ホームページに掲載
入学手続	令和９年１月２９日（金） 午前９時から午後３時まで

第２ 募集人員

「令和９年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第３ 応募資格

第３－１ 本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当し、さらに、③欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(イ) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和９年３月に修了する見込みの者
(ウ) 令和９年３月３１日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者
②
(ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であつて、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。）に伴い連続して２年以上海外に在住している者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。） なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して２年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。
(イ) 保護者に伴い連続して２年以上海外に在住していた者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、帰国日が令和７年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなす。 なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して２年以上海外に在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

③
(ア) 保護者（保護者が父母である場合であって、父母のどちらか一方が海外勤務のため海外に在住している場合は、他方の父母）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）又は令和8年熊本地震（令和8年7月28日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を提出すること。 (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

- (2) 外国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 小学校を令和9年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期间が入学日現在原則として2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、入国日が令和7年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。 (イ) 令和9年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者 (ウ) 令和9年3月31日までに、現地校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者
②
(ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。 また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校長は具申書（様式12）を提出すること。 (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（実施要綱55ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1(1)①欄(イ)若しくは(ウ)又は第3-1(2)①欄(ウ)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、前記第3-1(1)①欄(イ)又は(ウ)に該当する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第3-1(2)①欄(イ)に該当する者
- (6) 前記第3-1(1)③欄(ア)なお書及び第3-1(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

志願者は、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することはできない。

なお、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集を併せて出願する場合は、インターネットを活用して一般枠募集に出願し、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の出願期間中にそれぞれの出願に要する書類を持参によりまとめて提出する。その際、報告書（「理由書」（様式任意）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書（本校所定の様式）

本校の一般枠募集を併願する場合は、インターネット出願を行い、印刷した入学願書（「一般枠募集」（様式2））も併せて提出する。

イ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

なお、小学校に在学している者は報告書（様式3）（任意の封筒に入れ、本校校長宛ての親展扱いとして厳封すること。）を提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（本募集要項第3-2に該当する者のみ）

エ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

オ 入国後の在日期间が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類（本募集要項第3-1(2)①(ア)に該当する者のみ）

カ 入学考査料 2,200円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。なお、本校の一般枠募集を併願する場合、一般枠の入学考査料は、出願サイト上での決済による納付とする。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付する。納付後の領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。

キ 海外在留証明書（本校所定の様式）又はこれに代わるもの（海外帰国生徒のみ）

保護者の勤務先等が作成した、滞在期間（2年以上）、在留地のほか、志願者が保護者とともに海外に在留していたことが明記されているもの

ク 生活の記録（本校所定の様式）

第4-3 受検票の交付

出願を受け付けた本校校長は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

なお、本校の一般枠募集を併願する場合は、一般枠募集の受検票を出願サイト上で交付する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、受検票を郵送により交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第5 検査等の実施

第5-1 検査内容

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

面接及び作文を実施する。成績証明書等又は報告書は面接資料として活用する（点数化しない）。

(1) 面接

日本語又は英語による面接で、志望の動機、意欲等を総合的にみる。面接の一部でパーソナル・プレゼンテーションを行う。

(2) 作文

与えられたテーマに基づいた、日本語又は英語による作文で自分の考えを表現する力をみる。

第5-3 検査時間等

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前9時45分	45分	作文
第2時限	午前10時10分 ～	20分程度	面接

第6 入学者を決定するための手続等

第6-1 検査等の取扱い

海外帰国・在京外国人生徒枠募集の入学者決定には、面接、作文の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。

それぞれの検査の満点は、以下のとおりとする。

面接の満点	作文の満点	総合成績 (得点合計の満点)
400点	600点	1000点

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、次の(1)から(3)までにより合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。
- (2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者の人員は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員を超えない。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、選考委員会の資料により海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者等の発表

合格者の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。

なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（本校所定の様式）を交付する。また、繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書（本校所定の様式）を郵送により交付する（令和9年1月29日（金）郵送）。

第8 入学手続

本募集要項の一般枠募集第8の規定を準用する。

第9 繰上げ合格者の決定

本募集要項の一般枠募集第9の規定を準用する。ただし、繰上げ合格者の決定に要する書類は、本校所定の様式とする。

第10 入学辞退届の提出

本募集要項の一般枠募集第10の規定を準用する。

第11 本人得点の開示

本募集要項の一般枠募集第11の規定を準用する。

第 12 受検上の配慮

本募集要項の一般枠募集第 12 の規定を準用する。

第 13 その他

本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。